

# ベトナムヘルスケア 市場調査

ベトナムヘルスケア  
市場の概要



# 目次

## ベトナムヘルスケア市場調査

I	ベトナムヘルスケア市場	06
	ベトナム人口	07
	ベトナムヘルスケア業界	10
II	ベトナムデジタルヘルスケア市場	14
	現状分析	15
	チャンス	19
	リスク	22
	ベトナムヘルスケア業界におけるDX を推進するためのOmiJapanの役割	24
III	参考文献	28
	付録	30



# はじめに

1986年からベトナムで実施されてきたドイモイ(日本語で「刷新」とも訳される)政策により市場経済化や対外開放が推進され、ベトナムの急速な経済成長、生活水準向上、及び外国への投資拡大などに繋がりました。具体的には、ベトナムの一人当たりの名目GDPは430.2米ドル(1986年)から4,163.5米ドル(2022年)に増加しました [1]。9.7倍の増加により、ベトナムは貧困国から下位中所得国になり、2025年内に上位中所得国に昇格することを目指しています [2]。生活水準向上と共に、多くのベトナム人は健康を優先してさらに注意を払い、病気予防やより質の高いヘルスケアにお金を費やしています。

しかし、その中には、いくつかの重要な問題が残っています。代表的な例は、高齢化の上昇と加齢に伴う疾患、及び環境汚染とそれによる病気が挙げられます。現在のベトナムは、既に高齢化社会を迎え、さらに最も速い速度で高齢化が進んでいる国の一つです。ベトナムにおける総人口に占める65歳以上の高齢者数は、2021年に816万人で、2069年に2520万人に増大すると予測されていますが、いまだに高齢者一人あたり高血圧、糖尿病、不眠症など、少なくとも3~4の慢性疾患に罹ります [3]。その他、環境汚染や悪い生活習慣に起因する呼吸器疾患、心疾患、肥満症、脂質異常症などといった病気が若年化しつつあり、業務遂行能力や生活水準の低下を及ぼします。それは、まだ至らない点が多い国民の健康保護・ケア・福祉に非常に負担を強いられ、国の全体的経済成長にも悪影響を与えています。

この電子書籍では、上記のリスク軽減やベトナムヘルスケア業界の持続的な成長を目指し、ベトナムヘルスケア市場に関する全面的な情報を提供します。この役立つ情報を通じて、ベトナムヘルスケア市場への進出を検討している企業は市場の現状、潜在力、メリット・デメリットなどを理解し、市場分析を詳しく知ることができます。

# I ベトナムヘルスケア市場

## I ベトナム人口

### 01. 人口規模・構造

#### ■ 人口規模

ベトナム統計総局の2023年第4四半期の人口・労働事情レポートによると、ベトナム人口は2023年に1億30万人に達し、東南アジアの最も人口が多い国で3位（インドネシアとフィリピンに次ぐ）、世界では15位にランクされているということです [4]。

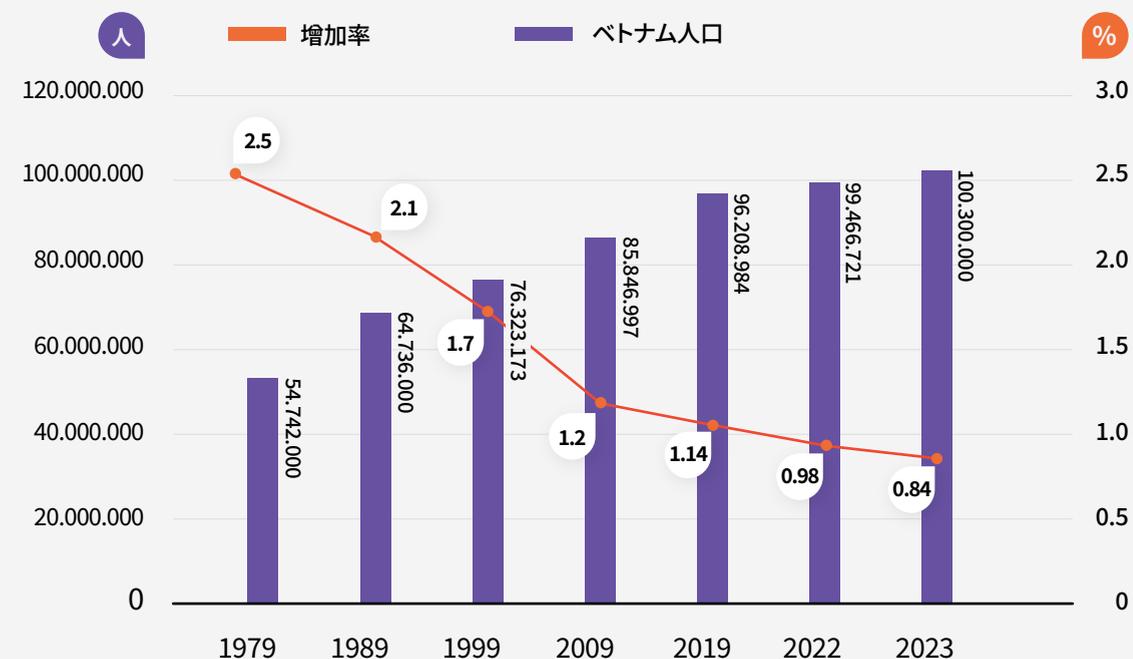


図1 2022年と2023年が追加されたベトナム人口住宅調査の5回にわたる人口増加・増加率 [5] [6]

図1は、2022年と2023年が追加されたベトナム人口住宅調査の5回にわたる人口増加を示しています。このデータを見ると、1979年～2023年のにベトナム人口は増加してきており、一年当たりおおよそ100万人増加することが分かります。ただし、年平均人口増加率は連続的に減少しています。この割合は、2023年に0.84%で、1975年～1979年の2.5%と比べ1.66%も減りました。その理由は、近年における出生率の低下だと考えられ、これからも減少傾向が続くと推測されています。

## □ 人口構造

ベトナム人口の中で男性は49.9% (5,004万9,700人)、女性は50.1% (5,025万300人) を占め、男女比率のバランスを取れています。年齢別に見ると、15歳未満の人口は、24.3% (2019年) から0.4%減少し、23.9% (2023年) となり、15歳～59歳の労働力人口も63.8% (2019年) から62.2% (2023年) に減少したことがわかります。だが、60歳以上の人口の割合は13.9%に増え、2022年の11.9%と比べ著しく増加しました。概して、ベトナムは現在人口構造の黄金期にありますが、実際には少子高齢化が進んでいます [7]。

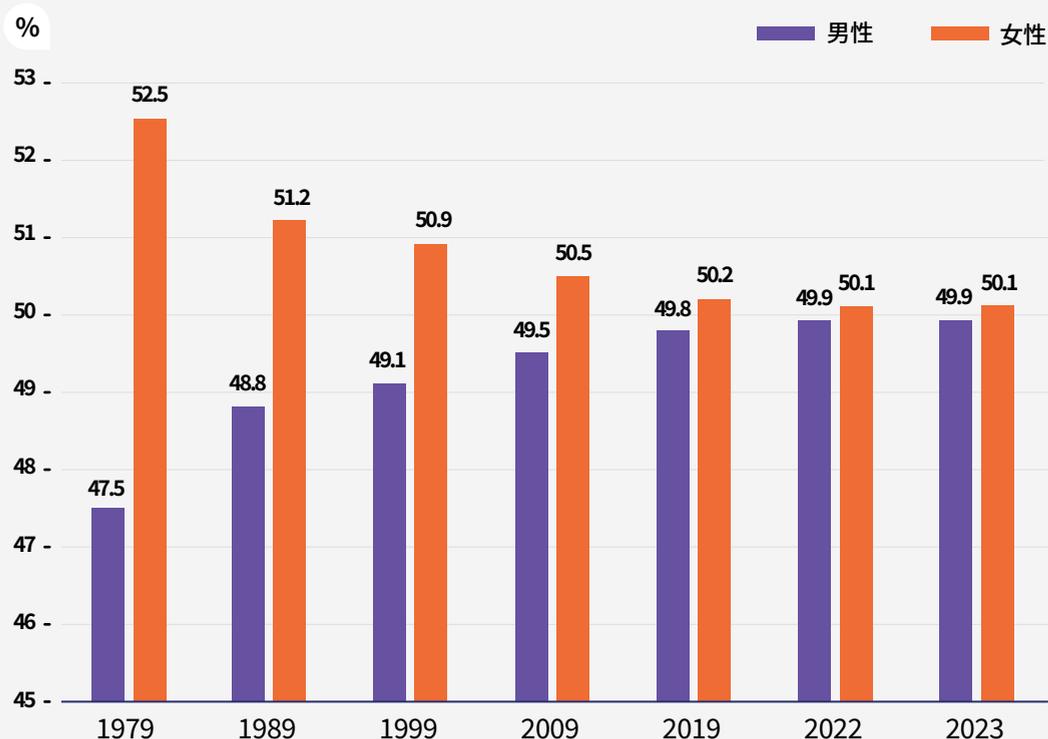


図2 2022年と2023年が増加されたベトナム人口住宅調査の5回にわたる男女比率 [8]

居住地別で、平均都市人口は3821万4300人 (総人口の38.1%)、農村人口は6,208万5,700人 (総人口の61.9%) です。一方では、ほとんどのベトナム人口は農村地域に住んでいますが、他方では、2023年平均都市人口は2022年同期と比べ0.6%増加しました。その増加の原因となるものは、都市部への人口移住、及び都市部行政区域の拡大により進められる急速な都市化だとされています [9]。

## 02. 出生率・死亡率

### □ 出生率

人口参照局 (Population Reference Bureau - PRB) の2023年世界人口データブックレットによると、2023年ベトナムの合計特殊出生率 (Total Fertility Rate - TFR) はおよそ1.96人で、東南アジア地域の平均TFRの2人、及び人口置換出生率の2.1人を下回るということです。地域の各国と比べると、ベトナムのTFRは東ティモール (3.0人)、カンボジア (2.7人)、ラオス (2.5人) などの国に次ぎ7位に立っています [10]。TFRは近年若干減少し、専門家によると今後は減少傾向に進むようです。

出生時男女比率 (Sex Ratio at Birth - SRB) の面では、現在112/100 (男性:女性) に達し、前より増加速度が遅くなりましたが、まだ深刻なアンバランスの状態が続いています。これから、SRBは低下していくと推測され、状況の改善に一定程度貢献するようですが、2030年にSRBを109/100以下に制御するという目標を達する成ため、ベトナム政府はより徹底的な対策を講じる必要があります [11]。

### □ 死亡率

2023年ベトナムの粗死亡率 (Crude Death Rate - CDR) (1000人に当たり) は7/1,000、アジア地域全体と東南アジア地域との同じもので、世界の8:1,000より低くなっています。なお、1歳未満の乳児死亡率 (IMR - Infant Mortality Rate) は15/1,000で、世界の29/1,000、アジア地域体の24:1000、及び東南アジア地域の18/1,000を下回ります。これは国民健康保険や生活水準向上におけるベトナム関連機関の継続的な努力を反映しています。

ベトナムの出生時平均余命について、2023年は75歳で、男性は70歳、女性は79歳となります。この平均余命は東南アジア地域ではシンガポール、ブルネイ、タイに次ぐ4位に立ち、アジア地域全体の74歳より少し高い水準となっています [12]。



# ベトナムヘルスケア業界

## 01. 構造・所属機関分類

ベトナムヘルスケア業界では、所属機関が下記のいずれかの形式で分類されます。

### 行政機関

中央医療機関	ベトナム保健省とその所属機関
地方医療機関(省レベル)	省レベル保健局とその所属機関
基本医療機関(県レベル)	県レベル病院・医療センター・診療所

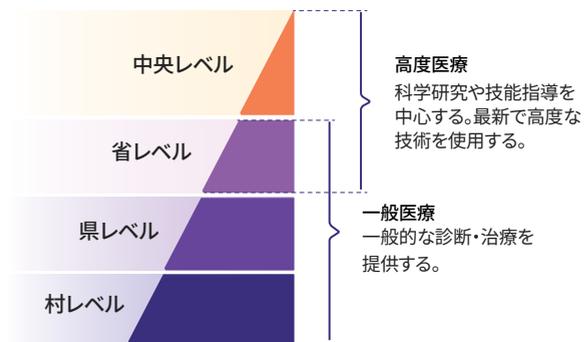


図3 ベトナムヘルスケア業界の行政機関 [13]

### 管理形式に基づく構造

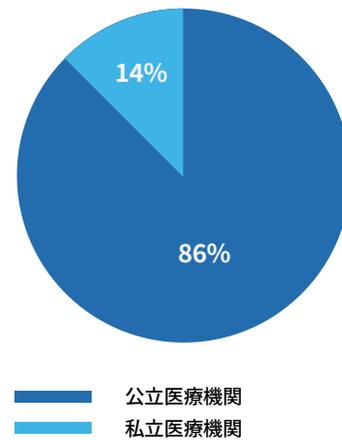


図4 ベトナムにおける公立医療機関と私立医療機関の割合 [14]

### 専門分野構造

診断・看護・リハビリテーション	医学的評価・医療認定・医療検証
予防医療・公衆衛生	医療品・医療機器
人口・家族計画	医療教育・宣伝・対策策定
トレーニング	

## 02. ヘルスケアのインフラ(日本との比較)

	ベトナム 	日本 
病院数	1,455	8,236
病床数	315,600 (1万人に当たり31.7床)	1,509,158 (1万人に当たり128床)
クリニック・診療所数	53,223 (1万人に当たり5床)	103,071 (1万人に当たり8.3か所)
薬局数	60,171 (1万人に当たり4か所)	58,678 (1万人に当たり60.99か所)
ナースホーム数	600 (1万人に当たり1.5か所)	8,400 (1万人に当たり2.6か所)
医薬品製造企業数	250	313
医療機器製造販売企業数	1,000以上	1,720
医者数	96,000 (1万人に当たり10床)	329,623 (1万人に当たり269.2医者)
看護師数	128,386 (1万人に当たり14床)	1,149,397 (1万人に当たり9,083看護師)

表1 ベトナムと日本のヘルスケアインフラ [15][16]

表1から、ベトナムヘルスケアのインフラは日本と比べほとんどの基準で数値が低く、つまりまだ非常に未整備な状態にあることが分かります。ただし、薬局数が日本より多いこと、及び医薬品製造企業数と医療機器製造販売企業数が、日本の企業数と大差がないことで、積極的な側面を持っていると言えます。

### 03. 医療費とその関連情報(日本との比較)

	ベトナム 	日本 
一人当たりの国内総生産 (Gross Domestic Product - GDP)	4,300米ドル インフレ率:3.25%	33,853米ドル インフレ率:2.8%
医療費	110億米ドル (GDPの3.54%) (一人当たり166.23米ドル)	4,000億米ドル(GDPの12%) (一人当たり4,000米ドル)
医療年平均成長率	10% (2025年の推定総支出額: 約121億6,000万ドル)	3.96% (2025年の推定総支出額: 約2,170億ドル)
保険システム	社会保障制度に基づく 健康保険:約98% 生命保険加入率:11%	社会保障制度に基づく 健康保険:約100% 生命保険加入率:79.8%

表2 ベトナムと日本の医療費 [17] [18] [19]

表2を見ると、ベトナムは医療年平均成長率 (CAGR) が日本より約2.5倍高くなっているものの、社会保障制度に基づく健康保険は日本より2%低くなっており、医療費と生命保険加入率も日本と比べ非常に低いことが明らかになっています。医療費が低いのは、ベトナム人に対して一定の負担を軽減しますが、生命保険加入率が僅か11%であることから、ベトナム人は社会保障に依存していると言えます。

### 04. 所属分野別の概要

#### ■ 医薬品製造業

ベトナム医薬品製造業の価値は、2023年に一年あたり50億米ドルで、2027年に72億米ドルに達する見込みです。医薬品配給システムは前より十分に発達し、薬局ネットワークも国内で著しく拡大しています。しかし、製造技術向上に力をあまり入れなかったため、この産業は一般用医薬品と慢性疾患治療薬の製造に止まり、医薬品原料を90%ほど海外から輸入しなければなりません。結果として、ベトナム企業は国内利益の46%しか占めていない状態です [20]。

#### ■ 医療機器産業

近年、ヘルスケア品質を向上させるため、ベトナム政府は私立医療機関と協力し、積極的に努力を重ねています。多くのベトナム人も個人健康をより優先し、病気予防や質の高いヘルスケア商品・サービスに投資するようになってきました。そのため、ベトナムの医療機器産業は2025年に年平均成長率は6.99%、価値は23億米ドルに達すると推測され、急速な成長を表します。その中でも、海外の医療機器製造企業は市場シェアの90%も占めると言われています。ただし、その目標を達成するため、複雑で変わり続ける法政策への対応、及び技術者、エンジニア、研究者などの業種で専門性の高い人材不足といった問題の解決が求められています [21]。

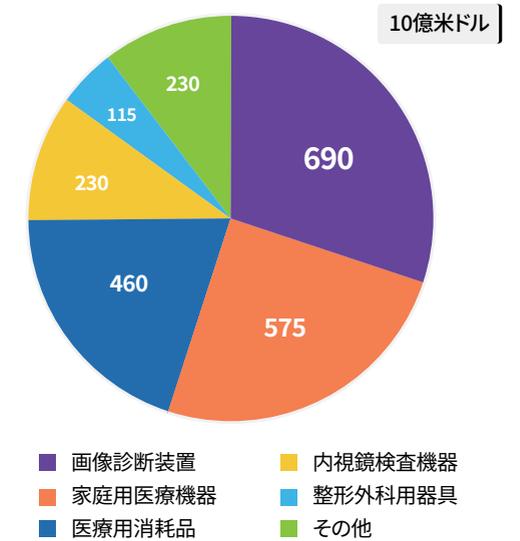


表2 2025年分野別ベトナム医療機器産業の利益 [22]

#### ■ 保険業界

ベトナム人口の92%は、社会保障制度(非営利)に基づく健康保険に支援されています。この健康保険は、健康関連の診断、治療、入院、手術、薬剤などの基本的ニーズを満たしています。さらに、ベトナム国民の健康保険に関する意識が高くなる内、ベトナム保険業界は2016年~2022年に8.7%の年平均利益成長率に到達したという満足な結果が出ています。だが、生命保険加入率が11%と低く、新しい技術導入も注目されていない状態にあります。また、海外企業が優位に立っている激しい競争、及び専門性の高い人材不足に、早めに対応策を講じる必要があります [23]。

# ベトナムデジタルヘルスケア市場

## 現状分析

### 01. ヘルスケア業界におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進するベトナム政府の政策

2025年に病院の15%、2030年に病院の50%が電子医療記録 (Electronic Medical Record - EMR) を使用することを旨とし、スマート予防ケア・スマート病院・スマート管理という3つの柱として、2015年～2018年に、ベトナム政府は連続的に4つの政府決定を発表しました。具体的に、2015年にオンライン公共サービスポータルの開発計画に関する決定第2405号、2016年にヘルスケア管理への情報技術 (IT) 開発に関する決定第445号、2017年に省・県レベル医療施設管理へのIT導入に関する決定第6111号、2018年にヘルスケアデータ統計・報告システム展開に関する決定第5454号を発行しました。また、その3つの柱を立てるため、ベトナム保健省もデータ収集・報告・管理、人材育成プロセス、品質・技術評価枠組み、情報セキュリティ規制などの戦略を講じました [24]。



## 02. ヘルスケア業界におけるDXを推進する政策の効果

2019年YCP Solidianceコンサルティング会社のレポートによると、ベトナムの病院は100%が病院情報システム (Hospital Information System - HIS)、10%が医療用画像管理システム (Picture Archiving and Communication System - PACS) を利用しているということです。その中で、国立・公立病院の73%も臨床検査情報システム (Laboratory Information System - LIS) を導入しましたが、放射線科情報システム (Radiology Information System - RIS) に関してはまだ明確な情報がありません。実際にベトナムの年間医療レポートからの情報では、LISとPACSの利用率が、YCP Solidianceの数値より高いものかもしれません。いくつかの地方では、医療施設の100%がPACSを利用しているという情報が寄せられます [25]。

## 03. ベトナムデジタルヘルスケアの実績 (日本との比較)

	ベトナム 	日本 
標準データ接続	HL7 FHIR	SSMIX → FHIR
国家電子健康記録 (Electronic Health Record - EHR) システム	開発中 (OmiJapanが担当)	未開発
EMR有病率	3.84% (医療施設:50)	総合病院:57.2% 一般診療所:49.4%
電子処方箋の普及率	医療施設:20% (15,000の公立医療施設)	薬局:2%
電子ID共通化率	83.4%	76.3%
遠隔診療(テレヘルス)	ベトナム保健省にて 計画中	導入され積極的に活用 されている
個人健康情報管理 (Personal Health Record - PHR) の適用範囲	大病院のシステムの 一部分から開発されたため 断片化の状態	病院の17%がPHRを 提供する
ヘルステックにおける 人工知能 (AI) の活用	ベトナムAI市場の価値は、 2030年に6億9,000万米 ドルに到達すると推測 されるが、多くのものが 検証中	日本AI市場の価値は、 2021年に25億円に到達し、 2027年に170億円に増大 すると推測される
モノのインターネット (Internet of Things - IoT) の成長	ヘルスケアIoTは、予測収入 が2028年に11億3,000万米 ドルに達すると予測されるが、 ベトナムヘルスケアにおけるIoT の具体的な適用範囲は未定	ヘルスケアIoTは、予測収入 が2024年に32億3,000万米 ドル、CAGRが2024年~2028 年に9.89%に達すると予測 される

表3 ベトナムと日本のデジタルヘルスケア事情 [26]

表3から、ベトナムと日本のデジタルヘルスケアは発展の別の段階にあることが分かります。日本は市場価値が高く、標準データ接続、EMR有病率、遠隔診療などでベトナムより進んでいることが明らかになりましたが、ベトナムは電子処方箋の普及率と電子ID共通化率が日本を上回ることから、現在速い速度で規模を拡大し、これからもさらに成長していくと言えます。

## 04. 所属分野におけるDX事情の概要

### ■ 病院・クリニック業界

DXが必要になりましたが、まだ適切な機能と適正な価格のあるソリューションがありません。

### ■ 保険業界

海外投資からの資源が豊富であるため、保険業界は自らのシステムを開発しました [27]。

### ■ 薬局業界

薬局チェーンはそれぞれのシステムを使用している。特に商品数が多い小規模のチェーン店には、一か月当たり10~20米ドルという低価格でフル機能を有するサービスとしてのソフトウェア (Software as a Service - SaaS) 提供者が多数あります。

### ■ 医薬品製造業

医薬品製造業は国家DX計画に沿って変革を行っており、製造企業における法的手続きを加速するための有利な条件を作り出しています。製造企業もそれぞれのシステムでDXを積極的に実施していますが、あまり注目されていない状態にあります。

# チャンス

Statistaの統計によると、ベトナムデジタルヘルスケア市場の価値は、2028年に50億米ドルに到達すると予測されます。具体的に、ベトナムデジタルヘルスケア市場はヘルスケアIoT、デジタルヘルス、メドテック (医療技術 - Medtech) といった3つのグループに分けられます。最も変化が目立つのはヘルスケアIoTで、2023年~2028年に15%の成長率で急速に発展し、2028年に市場シェアの22.7%である11億3,000万米ドルの利益に達します。2位に立つのはデジタルヘルス、3位に立つのはメドテックで、2023年~2028年の時期の成長率はそれぞれ9.58%と8.08%になります。

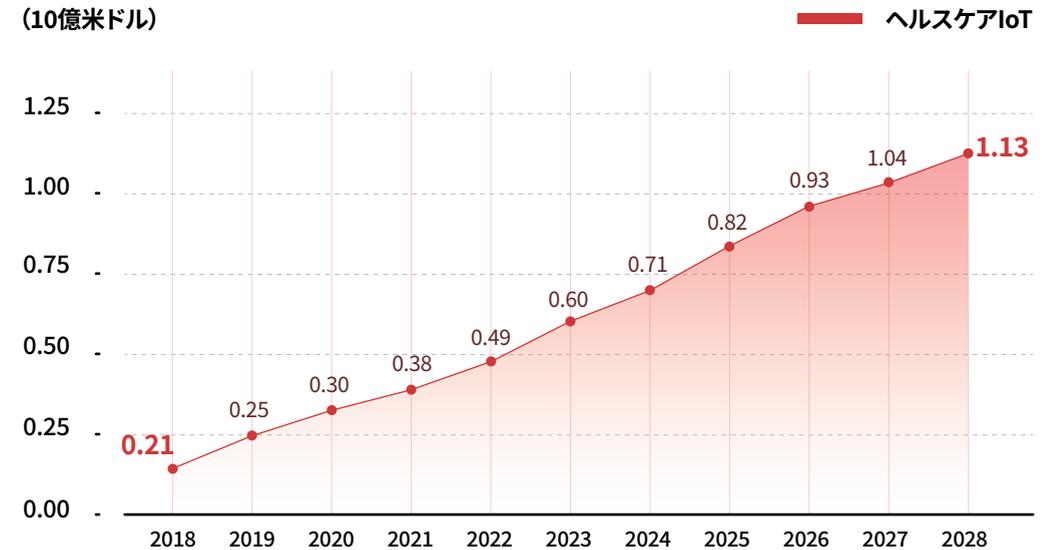


図6 2018年~2028年ベトナムヘルスケアIoTの成長 [28]

デジタルヘルスには、デジタルフィットネス・ウェルビーイング、e-ヘルス (e-Health)、オンライン診療があり、2023年～2028年にそれぞれは、市場シェアの11.7% (5億8,000万米ドル)、9.4% (4億7,000万米ドル)、と4.4%を占めます。オンライン診療の成長率と利益が最も低いのは、診断結果を検証する規制がまだないことだと考えられます。

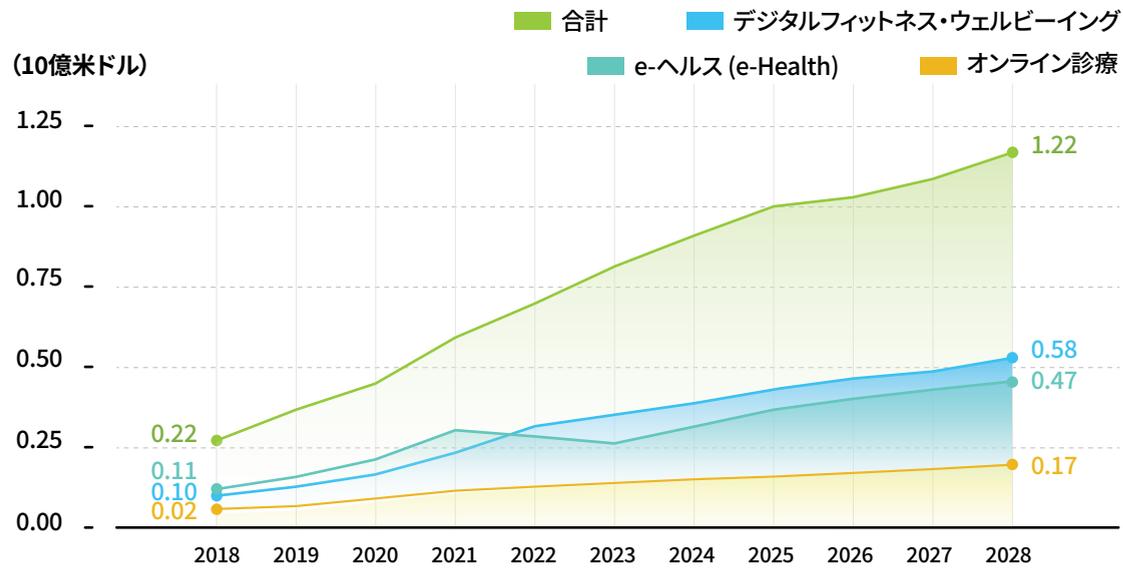


図7 2018年～2028年ベトナムデジタルヘルスの成長 [29]

残りのグループであるメドテックには、医療機器産業と体外診断用医薬品 (In Vitro Diagnostics - IVD) といった2つの部分があり、2023年～2028年に市場シェアの46.8% (26億3,000万米ドル) と5.0% (2億7,000万～3億米ドル) を占めます。

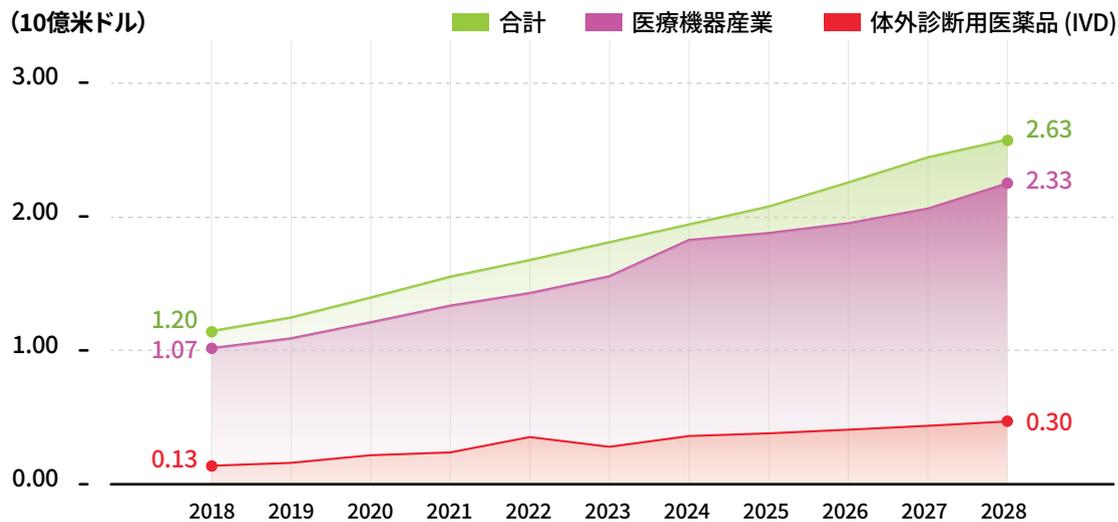


図8 2018年～2028年ベトナムメドテックの成長 [30]

全体的に、ベトナムデジタルヘルスケア市場の成長と利益シェアは、下記の図9と図10で示されています。

(10億米ドル)

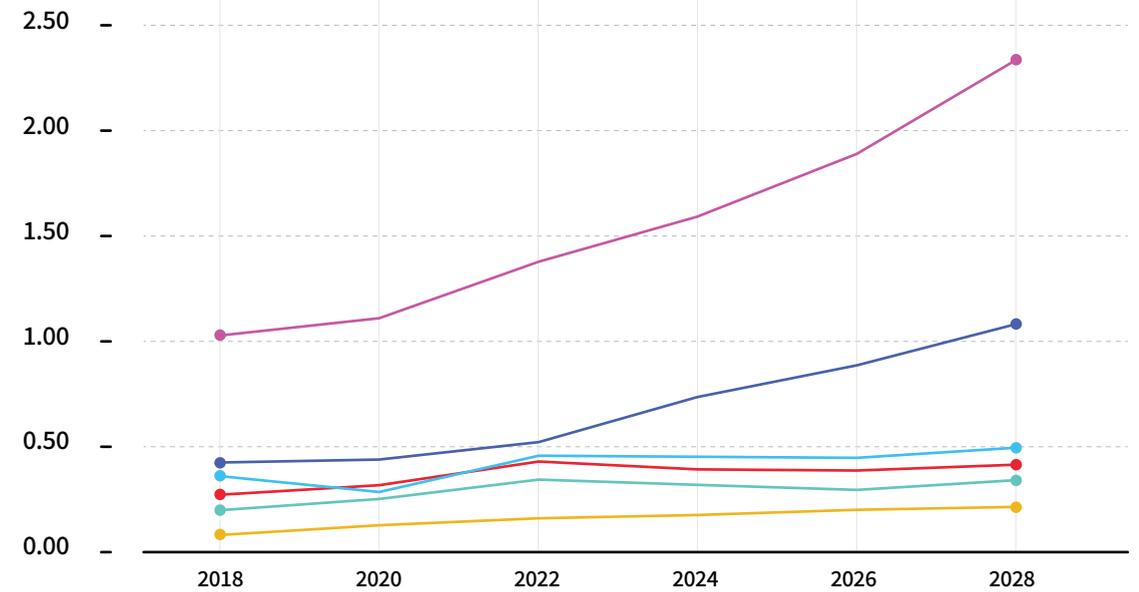


図9 2018年～2028年ベトナムデジタルヘルスケア市場の成長 [31]

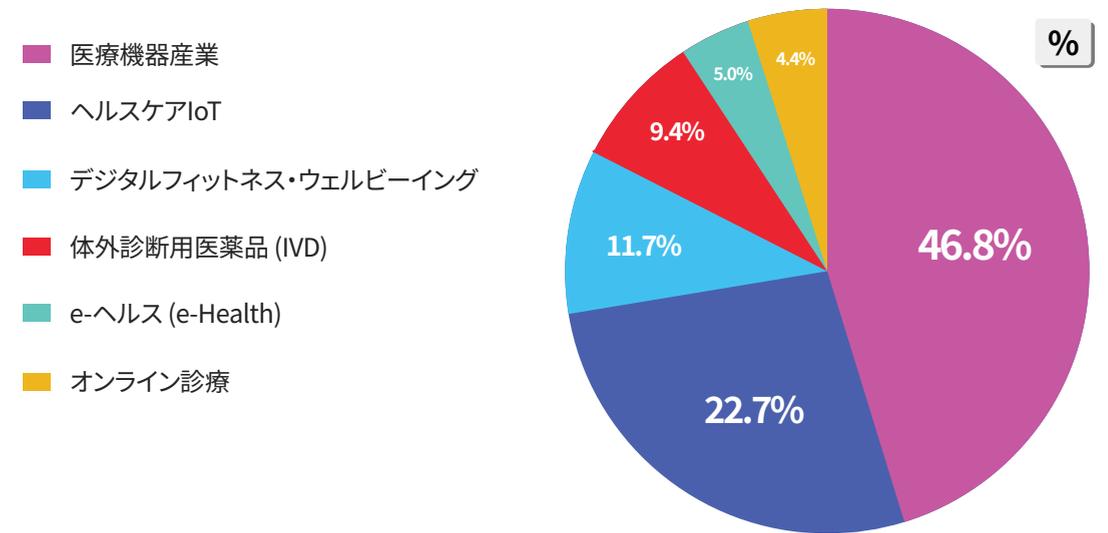


図10 2028年ベトナムデジタルヘルスケア市場に所属する分野の利益シェア [32]

# リスク

## 01. 海外投資家に対する問題

デジタルヘルスケアは、潜在力のある業界ですが、政策と法的枠組みの不備が多く、経験不足な海外投資家に対して不利な条件を作り、投資活動を妨げます。

## 02. 紙の書類を好む医療従事者・患者

DXが進んでいるものの、一部の医療従事者・患者はまだ紙の書類の方が好みます。そのため、DX推進にそれほど積極的に参加していません。

## 03. 複雑な行政手続き

複雑な行政手続きで展開が大いに遅くなり、DXの進捗状況に悪影響を及ぼします。

## 04. データ統合・展開の一貫性

国家健康情報ポータルへのデータ統合は、公立医療機関に対して必要だとされますが、私立医療機関に対しては不必要です。その結果、データの一貫性がないという問題が発生しました。また、病院それぞれは自らの管理システムを使用することができるため、どのようにそのデータを共有・交換するかは、まだ困難なことです [34]。



## ベトナムヘルスケア業界におけるDXを推進するためのOmiJapanの役割

### 01. OmiJapanの実績

OmiJapanは、ヘルスケア業界のDX推進におけるベトナム保健省の戦略的パートナーとして、糖尿病に関する一般知識の提供、保健省の母子保健に関する情報プラットフォームの開発、及び全国健康情報ポータルデータの標準化などに積極的に参加しました。

#### ■ 糖尿病に関する一般知識の提供

糖尿病に関する日本の一番大きなウェブサイトのコンテンツを全部ベトナム語に翻訳した上、関連資料とベトナム語ウェブサイトの管理権を国家健康情報センター（保健省傘下）にしました。

#### ■ 保健省の母子保健に関する情報プラットフォームの開発

母子保健局から母子保健の関連情報を受け取り、データの精度を確認して標準化したデータを保健省のシステムで保存します。

#### ■ 全国健康情報ポータルデータの標準化

HL7 FHIR標準規格に従って保健省に所属する全国の公立医療機関からの患者健康記録の標準化・管理をシームレスに展開しました。



### 02. OmiJapanのビジョン

#### ■ メコンプロジェクトのビジョン

メコンプロジェクトに関して、OmiJapanは4つの目標を設定しました。

2024年

◆ 現在の病院システムに補助的なデジタルヘルス商品を結合する。

2026年

◆ ベトナムにおける小規模な私立病院・クリニックチェーンのニーズを応えるため、OmiHISを商品化する。

2028年

◆ ベトナムの大規模な病院向けに、日本の特徴やプロセスに合わせてOmiHISを商品化する。

2030年

◆ 世界のデジタルヘルスソリューションをベトナム市場に導入するサービスを紹介・提供するプラットフォームになる。

#### ■ メコンプロジェクト実施戦略

上記のビジョンを達成するため、次のような戦略を立てます。

◆ 一般的な手順、ベトナム市場に導入できる高度な技術などの医療知識を深く理解する。

◆ 2027年までに、韓国企業及び日系企業からの補助的なデジタルヘルス商品を20商品化する。

◆ 2030年ビジョンでは、ヘルスケアDXプロジェクトにおける保健省の戦略的パートナーになる。

# なぜOmiJapanと協力するか

OmiJapanと協力すれば、

- 法人・連絡先設定期間を1年短縮することができる。
- 効率的なマーケティング・ブランディング費用の戦略を相談することができる。
- 人件費や設備費(オフィス、装置など)を少なくとも10万米ドル節約することができる。
- ベトナム人材でベトナムにおけるデータ統合・カスタマーケアの展開をすることができる。
- 市場のニーズを満たすソフトウェアローカライゼーションをすることができる。

これから、HL7 FHIRの適用により、様々なヘルスケアデータ標準のある日本におけるヘルスケアシステムのデータを標準化することを目指します。患者中心と結果最適化といった2つの柱で、ソリューションに高度な技術を導入してヘルスケアサービス提供者を支援し、患者の治療結果を改善します。

DXに関する質問などがあれば、遠慮なくこのお問い合わせフォームによりご連絡をお願いいたします。

 OmiJapan

[www.ominext.com/en/contact-us](http://www.ominext.com/en/contact-us)



# 参考文献

---

[1] 世界銀行グループ (World Bank Group): 「GDP per capita (current US\$) - Viet Nam」

[2] ベトナム・世界経済事情 (Nhịp sống Kinh tế Việt Nam & Thế giới): 「GDP bình quân đầu người: Nỗ lực đạt mục tiêu đề ra」

[3] ベトナム保健省情報ポータル (Cổng thông tin Bộ Y tế): 「Trung bình người cao tuổi ở Việt Nam mắc nhiều bệnh kết hợp, chi phí điều trị cao gấp 8-10 lần người trẻ」

[4] [6] [7] [9] [11] ベトナム統計総局 (Tổng cục Thống kê): 「Thông cáo báo chí về tình hình dân số, lao động việc làm Quý IV và năm 2023」

[5] [8] 数値・イベント雑誌 (Tạp chí Con số & Sự kiện): 「Dân số Việt Nam đạt 100 triệu người năm 2023 - nguồn lực vững vàng cho thời kỳ phát triển mới」

[10] [12] 人口参照局 (Population Reference Bureau - PRB): 「2023年世界人口データブックレット」

[13] Gia Hue Dinh (SlideShare より): 「Hệ thống tổ chức y tế Việt Nam」

[14] 情報通信雑誌 (Tạp chí Thông tin & Truyền thông): 「Thị trường y tế số Việt Nam: Cơ hội cho các nhà đầu tư」

[15] 日本製薬工業協会 (Japan Pharmaceutical Manufacturers Association - JPMA): 「Data Book 2024」

[16] Statista: 「Number of medical device manufacturers in Japan in 2022, by production value」

[17] Statista: 「Expenditure on healthcare in Japan from 2014 to 2029」

[18] Statista: 「Spending per capita on healthcare expenditure in Japan from 2014 to 2029」

[19] Statista: 「Share of people with life insurance in Japan from 2001 to 2022」

[20] [21] [22] [23] Vietnam Industry Research And Consultancy (VIRAC)

[24] [25] [26] [27] Ominext 株式会社: 「ベトナムヘルスケア市場調査 ～英語版」

[28] [29] [30] [31] [32] Statista

# 付録

## 付録1 保健省の通達第54号におけるスマートホスピタル標準の第2レベル

保健省の通達第54号は医療施設におけるIT導入を評価する8つの基準を提供します。この8つの基準に基づき、医療施設はIT導入の7つのレベルに分けられます。第2レベルには、施設、HIS、及び中心化したデータといった要件が求められます。

### 01. 施設

- コンピューターは構造要件を満たす
- 特化したサーバー (アプリケーションとデータベース)
- 内部ローカルエリアネットワーク (LAN)
- インターネットアクセス
- サーバルーム (防火、温度・湿度監視、入退室管理設備などがある)
- 支援ソフトウェア (オペレーティングシステム、データ管理ソフトウェアなど)

### 02. HIS

- ユーザー・機能管理
- ファイルアクセス管理
- 医療記録の受け取り
- 薬剤管理
- 外来診療・治療管理
- 医療費・保険料支払い管理
- 保険料支払い・精算のための社会保険機関との連携
- 臨床・亜臨床適応症の管理
- 亜臨床結果管理

### 03. 中心化したデータ

医療品・適応症・臨床検査結果情報があれば、ストレージが求められます。また、既存のデータは患者ケアに参加する関係者に共有される必要があります。

## 付録2 ベトナムにおける医療情報セキュリティ

ベトナムサイバーセキュリティ法の第10条第2項G号 (兼子いう情報を含む国家サイバーセキュリティに重要である情報システム) により、健康情報システムは:

### 01. 国家サイバーセキュリティに重要である情報システムに関するベトナム政府議定書53/2022/ND-CPの第2章第2節に従う次の条件を満たす必要がある。

- システムコンポーネントである設備、ハードウェア、ソフトウェアのネットワークセキュリティを確保する。
- ネットワークセキュリティを確保するため、処理、規制、方法の条件を満たす。
- 運営、システム管理、ネットワークセキュリティ保護を担当する部門がある。
- ネットワークセキュリティを監視・保護するための技術的対策を実施する。
- 物理セキュリティを確保する。

### 02. ITサービス関連のサービスを提供する海外企業に関するベトナム政府議定書53/2022/ND-CPの第4章第1節に従う次の条件を満たす必要がある。

- データはベトナムで保存すること。最短保存期間は24か月である。
- ベトナムで営業をする期間にわたり、海外企業はベトナムにおける支社または駐在員事務所を設立すること。

### 付録3 ベトナム公医療施設における医療ソフトウェア・設備・医療用品購入の仕組み

この入札法は、次の資金源を利用するベトナム公立医療施設における医療設備の調達に適用します。

- 国家予算の定期的支出
- 非事業資金源
- 信用資本
- 政府開発援助  
(Official Development Assistance - ODA)
- 料金・代金
- 公共サービスと開発資金からの収益
- 保険給付と他の合法収入

この入札法は、ベトナム政府議定32/2019/ND-CP (2019年4月10日発効) に定められた政府が注文した医療設備の購入、及び実施計画で指定された医療設備の購入に適用しません。

#### 01. 仕組み

ベトナム公立病院における医療ソフトウェア・設備・医療用品購入の仕組み、次のように表されます。

##### 01.1. ニーズの把握

- 専門的な要件から
- ニーズから
- 提供された資金から

##### 01.2. 請負業者選定計画を作成(年1回または必要な時)

- 入札パッケージの名称
- 入札パッケージの価格
- グループ分け
- 請負業者選定の形式
- 請負業者選定の方法
- 契約類型請負業者選定の開始時間
- 契約期間

##### 01.3. 入札書類(公開に掲載される)

- グループ分け
- 権限
- 技術的要求事項の作成
- 請負契約者・商品への要件
- 引き継ぎ、導入、トレーニング、使用方法における請負契約者の責任
- 下請負契約者のための海外請負業者許可申請

##### 01.4. 調達計画(複雑な商品の場合、入札評価が必要である)

##### 01.5. 契約

##### 01.6. 引き受けと利用

### 02. 下請負契約者のための海外請負業者許可申請の詳細

国内請負業者が入札パッケージのあらゆる部分に参加する資格がない場合を抜き、海外請負業者は国内請負業者との合併事業に参加するか、国内下請負契約者を利用すること。

#### 02.1. 下請負契約者のための海外請負業者許可申請の詳細

下請負契約者のための海外請負業者許可申請は、直接または郵送で提出ことができますが、次の書類が求められます。

- ベトナム政府議定15/2021/ND-CP付録IVの第1書式と第4書式に従う建設許可申請
- 入札結果または合法入札決定の認証コピー、あるいは電子コピー
- 事務所認可または企業登録の認証コピー、あるいは電子コピー
- 海外請負業者が国籍を持つ国の企業登録証明書と実務証明書(ある場合)
- プロジェクト承認決定、投資決定、プロジェクト・建設投資証明書の3つのいずれかの認証コピー、あるいは電子コピー
- ベトナム請負業者との合併契約、ベトナム下請負契約者との基本契約または公式契約の3つのいずれかの認証コピー、あるいは電子コピー(入札書類にすでに含まれている)
- 請負事業に関する運用経歴報告、及び直近3年間の会計監査概略報告の認証コピー、あるいは電子コピー(入札法の規定に満たさない場合)
- 委任状(契約署名者が請負業者の法定代理人ではない場合)

#### 02.2. 海外請負業者許可申請の手順

- **ステップ1:** 規則に従い、上記の書類を建設許可を発行する専門機関に提出する(プロジェクトの規模によって)
- **ステップ2:** 書類を受け取った日から20日以内に、専門機関は海外請負業者に建設許可を交付することを検討する。建設許可を交付しないことにする場合、理由をはっきり説明すること。
- **ステップ3:** 海外請負業者は、ベトナム財務省の規則に従って建設許可の交付料を支払う。

### 02.3. 入札保証

入札書類で求められる指定期間以内に入札を行うことを確保するため、請負業者と投資家は、以下の対策を1つ選んで講じること。

- 保証金
- ベトナム法律の下で設立された国内信用機関または海外銀行の支店からの信用保証状を提出する。
- ベトナム法律の下で設立された国内損害保険機関または海外損害保険機関の支社からの保証保険証明書を提出する。

### 02.4 国際入札のタイムライン

2013年入札法第12条第1項に定められる通りに、国際入札のタイムラインは次のように規定されています。

- **3営業日**: 入札書類発行、変更期間記録
- **5営業日**: 提案書類準備、結果通知
- **15営業日**: 入札書類修正
- **20営業日**: 国際利息書類準備、入札書類準備
- **30営業日**: 提案評価、利息申請・国際申請評価
- **40営業日**: 国際入札準備、国際提案評価
- **60営業日**: 国際入札評価

